相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区北上二丁目六二七番地五、最後の住所新潟県新潟市秋葉区北上二丁目二二番一五号　被相続人　亡　新田　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

新潟県新潟市中央区西堀前通二番町七一三番地竹内ビル二階伊津良治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千早三丁目四六番地、最後の住所静岡県磐田市緑ケ丘一三番五号

被相続人　亡　寺澤　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

静岡県浜松市中区栄町二番地

相続財産管理人　石塚　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字余部上二〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂井善八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

京都府舞鶴市字引土三一六番地

相続財産管理人　司法書士　多賀　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市田中町一番地六、最後の住所京都府舞鶴市田中町一番地の六

被相続人　亡　森本　正智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

京都府舞鶴市字引土三一六番地

相続財産管理人　司法書士　多賀　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区北上二丁目六二七番地五、最後の住所新潟県新潟市秋葉区北上二丁目二二番一五号　被相続人　亡　新田　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

新潟県新潟市中央区西堀前通二番町七一三番地竹内ビル二階伊津良治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千早三丁目四六番地、最後の住所静岡県磐田市緑ケ丘一三番五号

被相続人　亡　寺澤　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

静岡県浜松市中区栄町二番地

相続財産管理人　石塚　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字余部上二〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂井善八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

京都府舞鶴市字引土三一六番地

相続財産管理人　司法書士　多賀　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市田中町一番地六、最後の住所京都府舞鶴市田中町一番地の六

被相続人　亡　森本　正智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

京都府舞鶴市字引土三一六番地

相続財産管理人　司法書士　多賀　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市秋穂東一七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林裕一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市旭駅前町四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　刈谷　良吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十三日

事務所高知県高知市南万々七番地　匠司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　細川　拓史

公示送達

柏都市計画事業柏インター第一地区土地区画整理事業に係る左記の一に記載する者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び同条第五項の規定による仮換地の指定取消通知及び指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　楠見かく江

住所　千葉県柏市十余二　五七三番地四七

二、通知の内容

㈠　仮換地指定取消通知の内容

柏イ一区第二一―三〇―七号

平成二十一年十一月二十日

柏市柏インター第一地区土地区画整理組合

理事長　寺嶋　佳一

楠見かく江　様

仮換地指定取消通知

平成十八年三月九日付け柏イ一区第十七―六十六―一号でした仮換地指定は、位置又は形状の変更により、取消します。

なお、この取消しの効力発生の日は、平成二十一年十一月三十日とします。

㈡　仮換地指定通知の内容

柏イ一区第二一―三一―七号

平成二十一年十一月二十日

柏市柏インター第一地区土地区画整理組合

理事長　寺嶋　佳一

楠見かく江　様

仮換地指定通知

柏都市計画事業柏インター第一地区土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第九十八条第一項の規定により、左記の通り仮換地を指定します。

よって、同法同第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

ア　従前の宅地

㈠　（字名）十余二字聖人塚　（地番）五七二―七二　（地目）畑　（登記地積）一、三四五㎡　（基準地積）一、三八一・二〇㎡

㈡　（字名）十余二字聖人塚　（地番）五七二―七五　（地目）畑　（登記地積）一、七四五㎡　（基準地積）一、七九一・九七㎡

㈢　（字名）十余二字聖人塚　（地番）五七二―一二〇　（地目）畑　（登記地積）一、一四〇㎡　（基準地積）一、一四〇・七六㎡

イ　仮換地

（街区番号）一一　（符号）一二　（地積）一、九九〇㎡

（位置）別添図面のとおり

ウ　仮換地の指定の効力発生の日

平成二十一年十一月三十日

エ　仮換地について使用または収益を開始することができる日

別に定めて通知する

（注意）

一、この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。

二、別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。

（教示）

一、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に柏市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

二、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、土地区画整理組合を被告として（訴訟において土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、位置図・仮換地図については、柏市中十余二　三二三の一（地区内現地事務所）の掲示板に掲示しています。

平成二十二年一月十三日

柏市柏インター第一地区土地区画整理組合

理事長　寺嶋　佳一

公示送達

土地区画整理法第77条2項の規定に基づき中播都市計画事業垣内津市場土地区画整理事業に係る兵庫県揖保郡太子町老原88番地の1　谷田勇に対する建築物等の移転又は除却の通知及び照会を送付したが、受領を拒まれたので、同法第133条第2項が準用する同法第77条第5項の規定により、通知の内容を下記のとおり公告する。

平成22年1月13日

中播都市計画事業垣内津市場土地区画整理組合

施行者　姫路市垣内津市場土地区画整理組合

理事長　長久　正信